

議案第 2 号

関市職員の育児休業等に関する条例及び関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

関市職員の育児休業等に関する条例及び関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市職員の育児休業等に関する条例及び関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 関市職員の育児休業等に関する条例（平成4年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「職員が」の次に「、規則で定めるところにより、」を加え、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 17 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。